

「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令されたときの措置

北大阪※1もしくは居住区に「暴風警報」・「特別警報」が発令された場合、以下の通りとします。

1. 「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令されている間、登校の必要はありません。
2. 「暴風警報」もしくは「特別警報」が解除された場合、その時刻によって、次のように授業を開始します。
 - ア) 午前7時までに解除されたとき…1時限(8:40)より平常授業
 - イ) 午前10時までに解除されたとき…5時限(13:20)より授業
 - エ) 午前10時時点で解除されないとき…休校

○居住地が北大阪外の生徒について

居住地において同様の警報が発令された場合は自宅待機とし、出欠については「出席停止」とします。

なお、警報が発令された場合、電話による学校への問い合わせはせず、テレビ・ラジオなどの情報により判断してください。
また、福井高校連絡メールによる情報にも注意してください。

※1 北大阪…豊中市・池田市・吹田市・高槻市・茨木市・箕面市・摂津市
島本町・豊能町・能勢町